

企業年金のポータビリティの拡充

Q

短期間の加入で企業年金基金を脱退し、転職先の企業年金基金などに加入した場合、年金の取り扱いはどのようになりますか。

A

年金制度の改正により、平成17年10月から、企業年金の年金受給資格を得る前に退職した人の脱退一時金相当額を転職先の企業年金へ移換することが可能となりました。ただし、移換をするには、双方の企業年金であらかじめ規約で移換できる旨定めている必要があります。転職先に企業年金がない場合や規約に定めがないときは、企業年金連合会に移換することができます。

確定給付企業年金でも脱退一時金相当額を他制度へ移換することが可能に

現在、企業年金には、私たちが加入している確定給付企業年金のほかに確定拠出年金、厚生年金基金があります（下図）。

確定拠出年金では、従業員ごとに積み立てられた年金原資を転職先の企業の確定拠出年金に移すことができます。このように年金を持ち運べることを年金の「ポータビリティ」といいます。厚生年金基金については、厚生年金基金連合会が中途脱退者の年金原資を預かり、将来年金として支給する通算事業を行っていますが、異なる3種類の企業年金間での年金原資の移換はこれまで認められておらず、確定給付企業年金には年金通算のしくみがありませんでした。

このたびの改正で、企業年金のポータビリティについて、平成17年10月から新たに次のことが可能になりました。

確定給付企業年金同士、または確定給付企業年金と厚生年金基金間で、本人の申し出により脱退一時金相当額を移換する。ただし、双方の企業年金の規約で、年金原資の移換ができる旨定めていることが必要。移換にあたっては、引き受け先の給付設計に合わせ、元の企業年金の加入者期間の再評価を行う

この移換が困難な場合、本人の申し出により企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）へ脱退一時金相当額を移換する

確定給付企業年金、厚生年金基金、企業年金連合会から、本人の申し出により企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金へ脱退一時金相当額（積立金）を移換する

